

4. 分野別の整備方針

- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 道路・交通ネットワークの方針
- 4-3 公園・緑地・水のネットワークの方針
- 4-4 下水道の整備方針
- 4-5 都市防災の方針

4-1 土地利用の方針

八雲町では、408haの用途地域（令和3年度末時点）を設定し計画的な土地利用を進めている。

住宅系の土地利用においては、国道5号へ商業施設が集積していることや八雲町立総合病院の立地も踏まえ、生活上の利便性等の考慮し、国道沿道の商業集積地周辺までを居住誘導区域[※]に設定し、人口密度を維持し、基本的な都市機能を確保する。また、区域内に点在する低・未利用地[※]については、人口動態等を勘案して、必要に応じて住宅地への活用を推進する。

商業系の土地利用においては、八雲駅周辺部の中心商業地と国道5号バイパス沿道に立地しており、国道5号バイパス沿いは大規模小売店舗等が集積し、自動車による利用が目立っている。また、このような大規模小売店舗については、近隣町民の利用もみられる。その一方で、中心市街地の一部に空き地が生じており、空き地は土地利用だけでなくまちなみ景観形成の面で阻害要素となるおそれもあるため、中心市街地のにぎわい醸成のためにもその活用が必要である。なお、都市機能誘導拠点についても商業機能が不足していることから、利便性の向上に配慮し、特に役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区周辺へ商業機能の誘導を推進する。

公共公益施設については、町民だけでなく近隣町民も利用する施設がシビックコア地区に集積しており、シビックコア地区を含めた立地適正化計画における都市機能誘導区域を「都市機能誘導拠点」として位置づけ、誘導していくことで、町民の生活を支える都市機能の集積を図り、今後においてもその利便性、賑わいや景観的調和を損なうことなく魅力ある都市空間を維持する。

総合計画では、人口を維持する将来人口フレームを設定しているが、敷地規模の広い豊かなライフスタイルを享受できる住宅の需要や、新たな土地需要などのニーズへの対応を検討する一方、既成市街地内では、低・未利用地[※]の計画的活用等もあわせて行いゆとりある都市空間の形成を図る。

また、「八雲町役場庁舎等建設基本計画」に基づき、役場庁舎の移転する国立病院機構八雲病院跡地を含む宮園町における公共施設の集約・複合化、利便性向上のための商業施設の誘導など、地区の特性に配慮した用途地域の見直しを行う。

北海道新幹線新駅周辺及びアクセスルート沿道における無秩序な土地利用を未然に防ぐとともに、適切な都市施設の整備を計画的に行うため、土地利用状況及び開発行為などの動向など様々な視点を踏まえながら必要に応じて都市計画区域の見直しを検討する。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における土地利用の方針として、以下の事項を定め、町民が快適に暮らせる都市づくりを進める。

◆土地利用の方針での展開方向

| 都市づくりの目標 | | 土地利用の方針での展開方向 |
|----------|----------------------------------|--|
| にぎわい | 高次都市機能の集積による人が集う都市づくり | ・都市機能誘導拠点の整備 ・地区の交流の場となる公共公益施設の配置 |
| | 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり | ・にぎわいを生み出す商業ゾーンの配置 |
| 安心 | 多様なライフスタイルに応じた都市づくり | ・ゆとりある魅力的な住まいづくり |
| | 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり | ・医療、福祉施設の配置と機能充実 |
| | 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり | ・公共施設を核とする町民同士の支えあい生まれる都市づくり |
| 安全 | 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり | |
| | 子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり | |
| 快適 | 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり | ・将来土地需要を考慮した適切な市街地エリアの設定 ・産業活力を高める工業地の配置 ・低・未利用地の有効活用・誘導 |
| | 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり | ・緑の整備・保全による市街地の景観、環境機能の向上 ・冬期間の快適な都市環境の確保 |
| | 八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり | ・由来ある特徴的な緑地や水辺の保全・整備 |

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 都市機能誘導拠点の整備

- 「都市機能誘導拠点」（国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区周辺、八雲総合病院地区周辺、シルバープラザ地区周辺を含む立地適正化計画の都市機能誘導区域）に、役場、医療施設、保健福祉施設、社会教育施設等の公共施設を集約・再編等し、子育て支援や高齢者の生きがい創出等の複合的な拠点の形成を図る。
- 「都市機能誘導拠点」は、全ての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を採用するとともに、親水空間^{*}・遊歩道等を有する「シビック公園」等、人が集まる良好な都市環境形成を図る。また、今後も脱炭素まちづくりへの積極的な貢献を図ると同時に、維持管理コストやのエネルギー消費量の削減の継続に努める。

② 地区の交流の場となる公共公益施設の配置

- 小学校等の教育施設は、将来の児童数等に配慮した施設機能の向上や地域の生涯学習^{*}機能としての役割の導入等検討を行う。
- 各地区の公共施設を集約・再編等は、鉄道により分断された市街地特性、町内会等のコミュニティの単位に留意しながら長期的な使用に配慮し、各地区の集い・交流の場として適切に配置する。

2 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくりに関する事項

① にぎわいを生み出す商業ゾーンの配置

- ・八雲町では、八雲駅を中心とする中心商業ゾーンと、国道5号バイパス沿いに立地する沿道サービス型商業ゾーンの大きく2つの既存商業エリアが存在する。
- ・近年、モータリゼーション^{*}の進展により、八雲駅周辺部の商業ゾーンから郊外型商業ゾーンへと利用者が変わりつつある。また、これらの施設には八雲町のみならず、近隣町民の利用等もみられ、広い商圈をターゲットとした施設集積がみられる。
- ・八雲駅周辺地区は、鉄道利用客のみならず、徒歩で利用する高齢者、身体に障がいをもつ人等も利用しており、高齢化が進行する中、八雲駅周辺部の商業施設が果たす役割は非常に大きい。
- ・既存商業エリアについては、これまでと同様、町民のニーズに応じた、適切な機能分担のもと、人が集い、にぎわいを生み出すゾーンとして計画的な土地利用の推進を図る。
- ・また、新たに都市機能の集積を図る都市機能誘導拠点についても、周辺に商業機能が不足していることから、利便性向上に配慮し、一定程度の商業施設の誘導を図る。

3 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① ゆとりある魅力的な住まいづくり

- ・居住誘導区域において、計画的に居住誘導を図り、まちなか居住を推進するとともに、移住・定住の促進、高齢者に配慮した居住環境の受け皿となるよう、住宅と公園・緑と一体となったゆとりある魅力的な住環境を形成する。
- ・八雲駅周辺部の中心商業地の周囲は、中密度の一般住宅地として、利便性の向上と住環境の保全が調和した良好な住宅地を形成する。
- ・空き家の有効活用・既存ストックの質向上を図り、移住・定住促進のための住まい・住環境づくりを進める。
- ・一方、都市の集約化による建物更新でエネルギー消費の少ない住宅ストック形成を図り、再生可能エネルギーの積極的な活用を進めることにより、都市からのCO₂排出を抑え「脱炭素都市づくり」を目指す。
- ・また、多様化しつつある居住ニーズに対応すべく、優良田園住宅^{*}、定期借地権^{*}付住宅、菜園付き住宅^{*}のほか、八雲駅周辺部における都市型集合住宅^{*}等の整備も求められるものと想定されるため、既存市街地の再生にあわせて、新たな住宅供給の手法等について検討し、魅力的な住まいづくりを進める。
- ・高齢者や障がい者にも配慮した住まいづくりとして、生活利便性の高い中心市街地への配置を検討する。
- ・町営住宅についても、老朽化の進行により建替えが必要な団地については、居住誘導区域内において建替えを検討する。
- ・区域内に点在する低・未利用地については、人口動態等を勘案して、必要に応じて住宅地への活用を推進する。

- ・JR 八雲駅南側の工業地については、既存工場等の操業環境への影響に配慮しつつ、今後の土地利用の動向を見極めながら、一体な市街地の形成や周辺環境との調和を図る。

4 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくりに関する事項

① 医療、福祉施設の配置と機能充実

- ・「都市機能誘導拠点」を中心として、保健・福祉・医療機能を集積し、乳幼児から学童、障がい者や高齢者が気軽に集い、安心して暮らせるゾーンの形成を進める。
- ・八雲総合病院は北渡島檜山の地域センター病院・災害拠点病院であり、圏域の医療拠点として施設機能の維持と医療・福祉環境の充実を図る。

5 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくりに関する事項

① 公共施設を核とする町民同士の支えあいが生まれる場づくり

- ・公共施設は多くの人が集い、ふれあい、憩う場である。ここから生まれる地域交流を通して、コミュニティの形成、町民同士の支えあいが生まれる。
- ・公共施設等の配置においては、地域のコミュニティに配慮しながら進め、地域会館の適切な維持管理により施設の長期的な使用に努める。

6 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 将来土地需要を考慮した適切な市街地エリアの設定

- ・八雲町市街地は、海（内浦湾）、川（砂蘭部川、ハシノスベツ川、遊楽部川）、鉄道、自衛隊基地等の地形的制約を受けながら、市街地が発展してきた。
- ・北海道縦貫自動車道（高速道路）が整備され、今後は北海道新幹線も合わせた広域的な交通基盤の整備も進められるが、地形状況、将来動向（人口、土地需要）、町民活動、近隣からのアクセス等に配慮した都市計画区域、用途地域の見直し等を行うことで八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりを進める。
- ・地形的制約のため無秩序な都市的土地利用の拡大が起こりにくいものの、効率的な市街地整備のため、都市計画用途地域の見直しを行う。
- ・北海道縦貫自動車道八雲インターチェンジ周辺の土地利用の変化に対応して、必要が認められる場合には、郊外の用途白地地域における土地利用の整序を進める。

② 産業活力を高める工業地の配置

- ・八雲町は、農業・漁業を基盤とする産業や、国道 5 号、国道 277 号等広域的な交通基盤を活かした製造、物流産業が町の産業活力を牽引している。今後も、住宅地への環境に配慮しながらこれらの産業機能を高める土地利用の誘導を図り、町民の働く場づくりを進める。
- ・具体的には、立岩地区の国道 5 号や国道 277 号が通る交通利便性の高いエリアにおいて、工業系土地需要の動向を勘案しながら周辺環境と調和した適切かつ計画的な土地利用が図られるよう、農林漁業と十分に調整を図った上で、必要に応じて用途地域を拡大し工業系用途地域を定めることを検討する。

- ・沿岸地区には、漁業関連施設（住居・工業施設等）が立地しており、今後においても漁業振興エリアとしての土地利用を維持し、積極的な住居系の土地利用の誘導は行わない。
- ・JR 八雲駅南側など既存市街地内で住宅に隣接する工業施設等については、将来的には施設の老朽化にあわせて、立岩地区を中心とした工業系エリアとしての土地利用へ移転建替等が行われるよう誘導していく。
- ・令和3年に都市計画決定した立岩地区のと畜場は民間事業者により整備中で、関連法令に基づく適切な運用を図っていく。

③ 低・未利用地の有効活用・誘導

- ・用途地域内には、大規模未利用地のほか、八雲町が所有する未利用地等も存在する。将来の土地利用動向を踏まえながら、計画的な土地利用を進めることにより効率的で快適な都市づくりを進める。また、新たな公共施設整備等においては土地の先行取得等もあわせて検討し、効果的な市街地形成を図る。
- ・土地利用計画としては、新エネルギーを活用した域内循環[※]型の都市基盤としくみの整備に取り組むことを目指し、周辺環境や景観に配慮した太陽光発電の整備計画、地熱開発計画など、自然エネルギーの開発を促進する。

7 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 緑の整備・保全による市街地の景観、環境機能の向上

- ・八雲町の豊かな自然を背景に策定された「緑の基本計画[※]」を基に、自然を活かした緑の整備・保全を図る。
- ・各町内会等による花植えや清掃活動、ガーデニングなど花に満ちた「花いっぱい運動」によるまちづくりを促進し、環境美化への意識の醸成に努めるとともに、行政からの支援を継続する。
- ・既存の都市公園を保全するとともに、市街地内の緑の連続性を確保し、市街地の景観・環境機能の向上を図る。

② 冬期間の快適な都市環境の確保

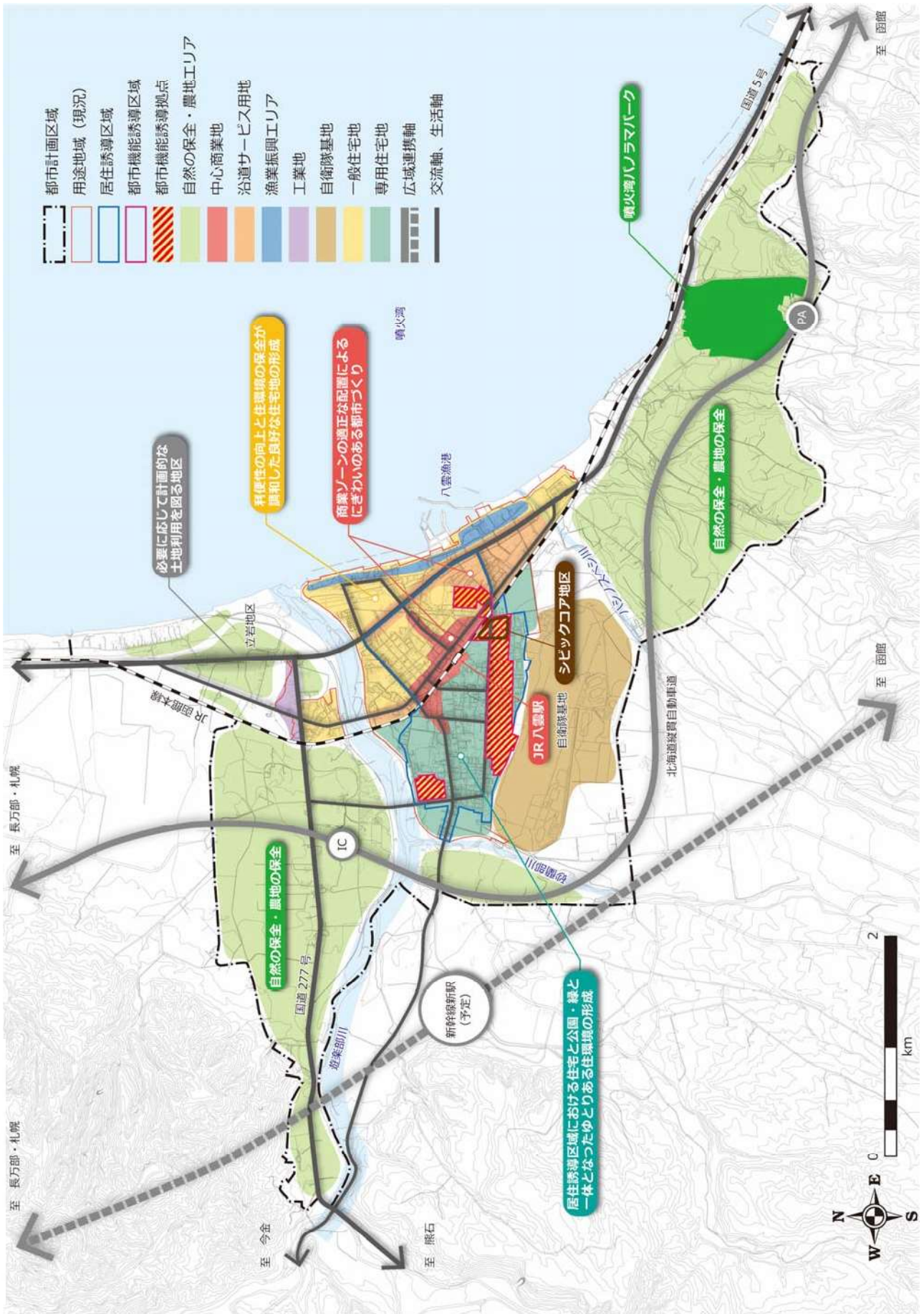
- ・市街地内の河川・水路の活用、流雪溝・融雪槽等の整備、再生可能エネルギー利用等を検討し、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりを進める。
- ・適切な除雪作業に加え、道路の歩行空間の確保等による、道路の特性・状況に応じた整備を行うことにより、冬期間においても歩きやすい快適な都市環境づくりを図る。

8 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 由来ある特徴的な緑地や水辺の保全・整備

- ・八雲町の歴史を感じさせる梅村庭園・旧徳川公園と、親水性の高まった吉田川その他市街地内の河川など、由来のある特徴的な緑地や水辺の保全・整備により、歴史・文化が感じられる都市づくりを進める。

図 4-1 土地利用の方針図



4-2 道路・交通ネットワークの方針

八雲町は 3・2・1 内浦通（国道 5 号）、3・4・8 八雲熊石通（国道 277 号）の 2 つの国道や道道と北海道縦貫自動車道（高速道路）が市街地の骨格となり、道路網が形成されている。

他市町村との連携においては、北海道新幹線の整備計画が進められており、今後ますます利便性・集客性が高まるものと考えられる。

市街地内において、鉄道と平行に走る 3・4・7 本町大通（道道花浦内浦線）の整備や、鉄道を横断する都市計画道路により国道へのアクセス、市街地内の連絡機能を構築し、渋滞時の円滑な移動確保、災害時における代替性等、さらなる強化を進める。

人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、「未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、長期未着手の都市計画道路の見直しを行う。

特に、沿岸部等の交通量の少ない都市計画道路（3・4・5 宮園通及び 3・4・4 富士見通の国道より東側、3・4・9 豊河通、3・4・6 末広通）については幅員減少などの検討を行う。

今後整備が予定されている北海道新幹線の新駅と市街地や観光拠点などを結ぶアクセス機能の充実に努める。

区画道路^{*}については、歩道が十分確保されていないほか、堆雪スペースも十分に確保できない等、安全な道路空間づくりが緊急の課題となっている。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における道路・交通ネットワークの方針として、以下の事項を定め、町民が安全・快適に暮らせる都市づくりを進める。

◆道路・交通ネットワークの方針での展開方向

| 都市づくりの目標 | | 道路・交通ネットワークの方針での展開方向 |
|----------|----------------------------------|---|
| にぎわい | 高次都市機能の集積による人が集う都市づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・地域と地域をつなぐ交通機能の整備 ・公共交通機関の機能充実、強化 |
| | 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・人と人とのふれあいが生まれる商店街沿道空間の形成 |
| 安心 | 多様なライフスタイルに応じた都市づくり | |
| | 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり | |
| | 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり | |
| 安全 | 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・東西市街地の連携強化 ・代替性や補完性のある補助幹線道路※ネットワークの形成 |
| | 子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の機能充実、強化 ・歩行者・自転車にも配慮した快適な道路空間の確保 |
| 快適 | 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり | |
| | 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・冬の通行に配慮した道路空間の確保 |
| | 八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり | |

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 地域と地域をつなぐ交通機能の整備

- ・都市の骨格をなす 3・2・1 内浦通（国道 5 号）、3・4・8 八雲熊石通（国道 277 号）、北海道縦貫自動車道（高速道路）と、今後整備が予定されている北海道新幹線の新駅へのアクセス道路などの道道が連携した、交通・観光ネットワークの形成を進める。また、アクセス機能の一部として重要な 3・4・2 出雲通（主要道道八雲北檜山線）の整備を進め、必要な都市計画変更を行う。
- ・北海道新幹線の新駅と市街地や観光拠点などを結ぶアクセス機能の充実に努める。

② 公共交通機関の機能充実、強化

- ・居住や都市機能の誘導に必要な生活利便性をより高めるため、中心拠点や都市機能施設と住宅地の間、都市機能施設相互の間を、循環バスや乗合型交通などにより適切につなぎ、生活に必要な公共交通を適切に確保する。
- ・新幹線開業に伴う並行在来線経営分離後の対応については、新幹線開業後における沿線住民の足の確保に向けた取り組みを進める必要があることから、道や沿線市町等との連携により、経営分離区間の安定的かつ効率的な輸送体系を構築するために必要な検討・取り組みを進める。
- ・人口減少や高齢化社会への対応、さらには省エネルギーや環境負荷軽減の施策として、コミュニティバス*やデマンド交通*などの新たな公共交通手段による利便性を高める交通機能の検討を行う。

2 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくりに関する事項

① 人と人とのふれあいが生まれる商店街沿道空間の形成

- ・八雲駅前商店街は、町民のみならず、近隣町民も利用することができる商業施設である。また、八雲駅周辺に居住する高齢者にとっても、身近な場所にある商業施設としての需要が高いものと思われる。
- ・町の顔としてふさわしいまちなみ景観とともに、高齢者などが徒歩で歩きやすく、人と人とのふれあいが生まれる、にぎわいのある道路空間の形成を目指す。

3 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 東西市街地の連携強化

- ・八雲町市街地は、鉄道により市街地が分断されていることが、生活利便性のみならず、防災上大きな課題であり、北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（令和3年7月19日公表）では、津波時には市街地のうち鉄道から海側のほとんどの地域が5～10m浸水する予測となっている。平成25年度に完成した3・4・2出雲通のオーバーパス[※]により分断が改善されており、今後は、東西市街地の連携強化と、災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりを目指す。

② 代替性や補完性のある補助幹線道路ネットワークの形成

- ・鉄道を横断する幹線道路等を補完し、市街地内の骨格となる住初通や富士見通、宮園通、末広通の補助幹線道路については、「補助的な生活軸」として車を主体として町民の日常生活で使われる道路となっている。このため、自転車と歩行者の通行にも配慮しつつ、災害時にも安全に利用できるよう、代替性や補完性のある交通ネットワークの形成に努める。
- ・3・2・1内浦通（国道5号）、3・4・8八雲熊石通（国道277号）、3・4・2出雲通（主要道道八雲北檜山線）により構成される「サークルライン」は、市街地周辺部の環状道路として重要な道路であり、都市構造や交通体系の変化により必要に応じた都市計画道路の見直しを検討する。

4 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくりに関する事項

① 公共交通機関の機能充実、強化

- ・高齢化の進行にあわせて、公共交通機関（JR・バス等）の役割がますます増加するものと想定される。今後、これからのサービスの必要性や充実等について検討を図る。
- ・コミュニティバスやデマンド交通などの新たな公共交通手段による、利便性を高める交通機能の検討を行う。

② 歩行者・自転車にも配慮した快適な道路空間の確保

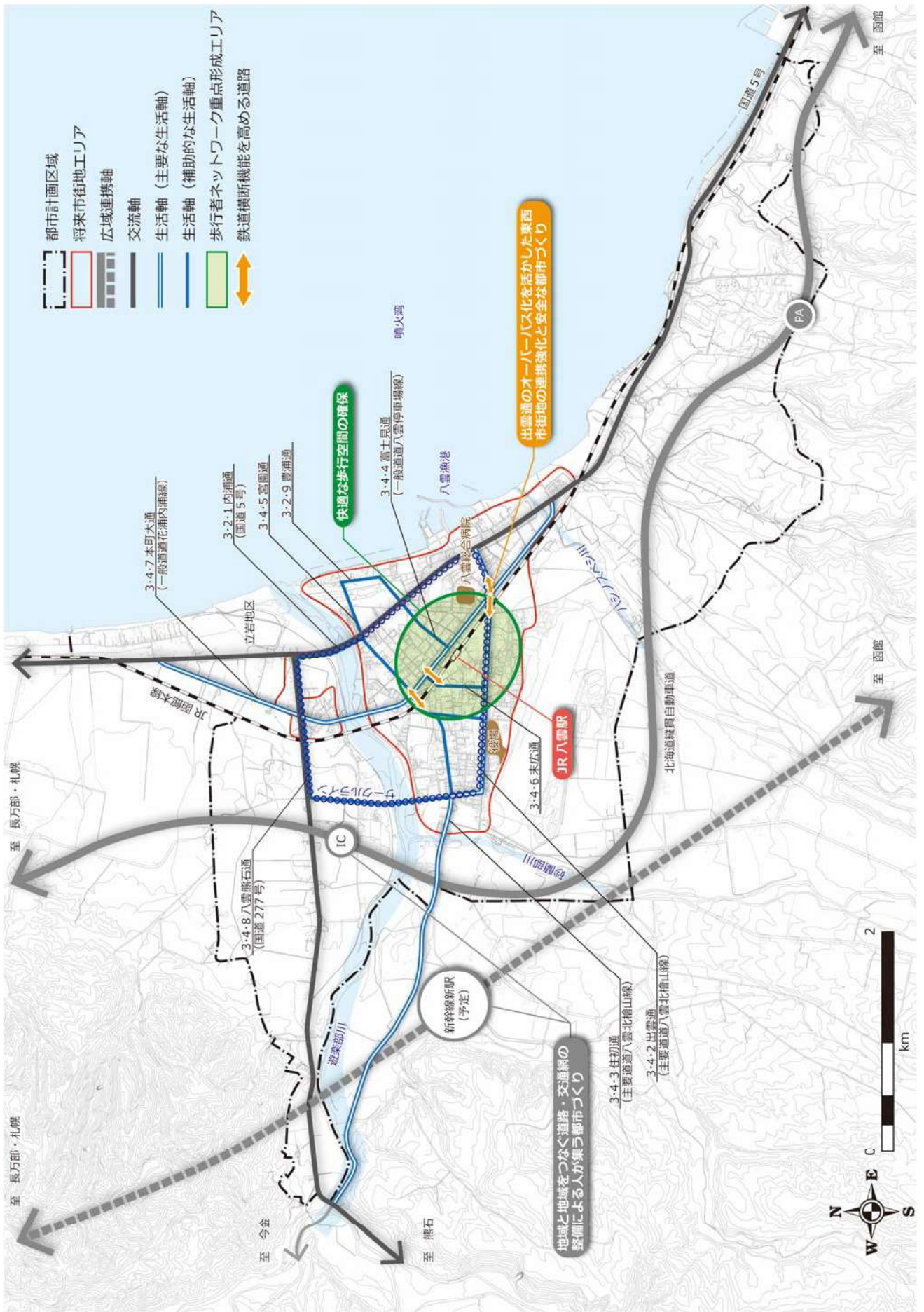
- ・八雲町には子どもから高齢者まで、また身体に障がいを持っている方も多数居住している。誰もが安全に歩行できるよう、道路空間のバリアフリー[※]化、ユニバーサルデザイン化を進める。

5 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 冬の通行に配慮した道路空間の確保

- ・冬期間の歩行の支障とならないよう、適切な除雪作業に加え、道路の歩道拡幅や狭小幅員道路の一方通行化等、道路の特性・状況に応じた快適な道路空間の確保を図る。

図 4-2 道路・交通ネットワークの方針図



4-3 公園・緑地・水のネットワークの方針

八雲町には遊楽部川をはじめとする豊かな自然資源のほか、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）、さらんべ公園、相生公園、運動公園（住初公園）、遊楽部公園、八雲スポーツ公園、遊楽部河畔公園等、町民のニーズに応じた多様な公園整備が進められている。今後は公園施設の長寿命化を図ると同時に、町民の利用のみならず、広域的な人々の利用も配慮しながら、さらなる憩いの場、集いの場づくりを進める。また、これらの公園整備においては、八雲町の自然特性である積雪量の多さも考慮し、冬期間も遊べる仕掛けづくり、堆雪場所としての利用にも配慮しながら取り組む。

遊楽部河畔公園では、市街地に隣接していながら四季折々の自然観察が可能であり、サイクリングロードの利用を通じて自然に親しむこともできる。このような整備済みの公園の一層の活用を促進するほか、公園と公園、公園と緑をつなげるようなネットワーク化を図ることにより、良好な景観構成要素となるとともに、町民がより身近に公園・緑地に接することができるような環境づくりに努める。緑地の配置方針については、災害発生時の一時避難地や復旧活動の拠点として機能が発揮できるように地理的条件や誘致距離等を勘案し、適正な整備を加える。

遊楽部川、砂蘭部川、ハシノスベツ川等の河川空間については、その活用方策を検討し、うるおいある都市空間の形成に努める。特に、市街地内を流れる河川（小川）については先人が計画的に整備してきた背景もあり、八雲町固有の資産と考え、積極的な活用・再生を図る。

公園整備、河川空間の整備等による取り組みや、身近な緑空間の整備により、豊かな自然と美しい景観に恵まれた八雲町らしさが感じられる景観形成を進める。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における公園・緑地・水のネットワーク方針として、以下の事項を定め、町民が豊かさを感じる快適な都市づくりを進める。

なお、平成15年に『八雲町緑の基本計画』が策定され、緑化重点地区総合整備事業等により緑化重点地区を4地区（「旧徳川公園周辺地区」「中心市街地地区」「幹線沿道及び漁港地区」「シビックコア及び周辺地区」）選定しており、町の財産として保全・活用方策等の検討を進める。

◆公園・緑地・水のネットワークの方針での展開方向

| 都市づくりの目標 | | 公園・緑地・水のネットワークの方針での展開方向 |
|----------|----------------------------------|---|
| にぎわい | 高次都市機能の集積による人が集う都市づくり | ・道立広域公園の整備による人が集う仕掛けづくり |
| | 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり | |
| 安心 | 多様なライフスタイルに応じた都市づくり | ・住宅と公園・緑が一体となった市街地づくり |
| | 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり | |
| | 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり | |
| 安全 | 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり | |
| | 子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり | ・施設の長寿命化、バリアフリー化 |
| 快適 | 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり | ・各種公園の整備による憩いの場づくり ・歩いて楽しい緑のネットワークの形成 |
| | 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり | ・市街地の川（水路）を活かした親水空間づくり ・花いっぱい運動、緑化の推進による自然の恵みを感じる都市づくり |
| | 八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり | ・梅村庭園の活用による八雲町の歴史・文化を感じる都市空間づくり ・身近な緑の保全・活用方策の検討 |

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 道立広域公園の整備による人が集う仕掛けづくり

- ・道南北部の中心都市として、近隣町民も憩い・集える場として、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）の維持管理・運営の質を高める。
- ・今後整備が予定されている北海道新幹線の開業により観光のアクセスポイントとして、観光客の入込みが見込まれるため、食や体験メニューの創出を図る。

2 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① 住宅と公園・緑が一体となった市街地づくり

- ・町民の多様なニーズへの対応として、八雲町の豊かな自然を感じることができ、住宅と公園・緑が一体となった市街地づくりを進める。

3 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくりにする事項

① 施設の長寿命化、バリアフリー化

- ・各種公園の整備においては、予防保全により遊具類の長寿命化を図り、バリアフリー等の改修も計画的に進める。

4 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 各種公園の整備による憩いの場づくり

- ・日常生活において、町民のふれあいの場としての街区公園、近隣公園、地区公園等の身近な公園整備を図り、公園施設の長寿命化を進める。

② 歩いて楽しい緑のネットワークの形成

- ・町内には大小様々な公園緑地があり、それぞれの公園緑地を連絡し町民の日常の散歩道として活用されるような、快適な緑のネットワークの形成を図る。
- ・これらのネットワークにおいては、既存公共施設の分布状況、小中学生の通学路、高齢者の散歩ルート等、多くの町民が利用するルート等を想定しながら、整備ルートの検討を進める。

5 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 市街地の川（水路）を活かした親水空間づくり

- ・市街地内には、吉田川、八雲川、真萩川等、古くに整備され、清らかな水が流れる河川・水路がある。
- ・今後はこれらを町の大切な財産と景観構成要素であるという認識に立ち豊かな自然の恵みを感じる憩いの場、安らぎの場として、うるおいのある親水空間の形成を図る。

② 花いっぱい運動、緑化の推進による自然の恵みを感じる都市づくり

- ・町民と行政が一体となった市街地内の緑空間の創出により、豊かな自然の恵みを感じる都市づくりを進める。
- ・これまで取組んできた“花いっぱい運動”、また歩道や河川、空き地の活用による緑化の積極的な展開によりこれらの実現を図る。
- ・また、住民同士の協力による美しい街並みの維持・創出を図る。

6 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 梅村庭園の活用による八雲町の歴史・文化を感じる都市空間づくり

- ・梅村庭園等の八雲町に古くからある資源を緑地として活用することにより、歴史・文化を感じる都市づくりを進める。

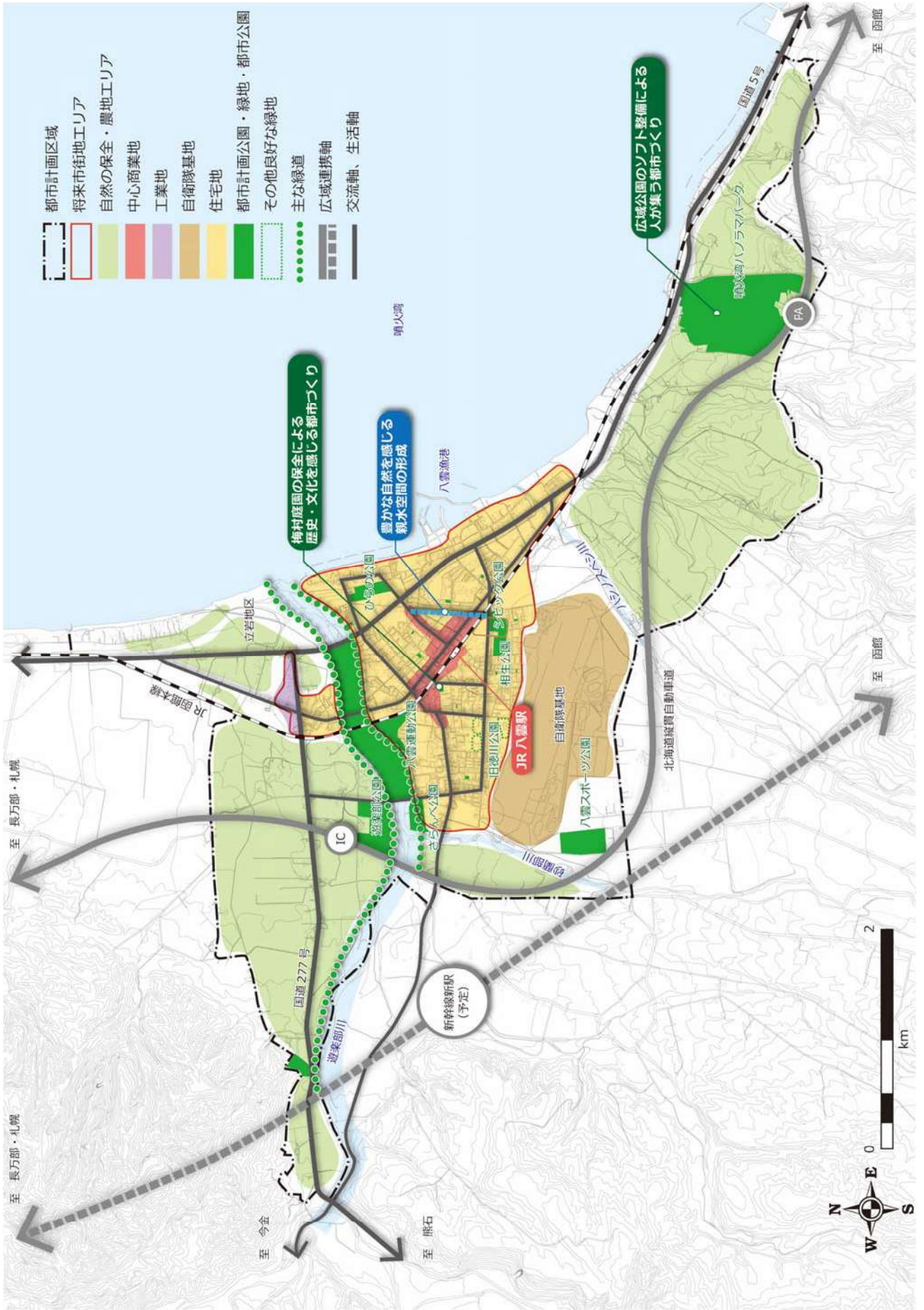
【参考】梅村庭園について

梅村庭園は、梅村多十郎が明治～大正期にかけて整備した池泉回遊式庭園である。敷地内には、イチイ、アカマツ、スギ、モミジ、ツツジがあるほか、庭園周りには、邸宅、離れ、洋風館（現在は無い）が配置されている。昭和 58 年には町文化財に指定されたほか、日本建築学会編「日本近代建築総覧」（1980）にも「とくに重要なもの」としてリストされている。八雲町の歴史・文化を感じる施設として非常に重要な施設である。平成 25 年 7 月 1 日には、日本造園学会北海道支部から「北の造園遺産」として認定を受けた。

② 身近な緑の保全・活用方策の検討

- ・町民と行政の協働のもとに緑の保全や推進を取り組むものとし、「花いっぱい運動」を主軸に市街地の緑化を行い、町民の緑化意識の向上や緑化活動の推進を図る。
- ・緑化重点地区では、『緑の基本計画』に基づく様々な施策を、他の地区のモデルとなるように先駆的に実現していく。
- ・緑を活かした八雲町らしい都市づくりを実現するため、景観行政団体への移行と景観計画の策定を検討していく。

図 4-3 公園・緑地・水のネットワーク方針図



4-4 下水道の整備方針

八雲町は、『公共下水道基本計画』にもとづき、各種下水道施設の整備を行っている。

今後は、地震や浸水によって甚大な被害を受けないための対策方針（耐震診断・減災対策など）を検討していくと同時に、維持管理等の水準確保と効率化を実現し、持続的に安定した下水道サービスを提供していく。

◆下水道の整備方針での展開方向

| 都市づくりの目標 | | 下水道の整備方針での展開方向 |
|----------|----------------------------------|--------------------------|
| にぎわい | 高次都市機能の集積による人が集う都市づくり | |
| | 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり | |
| 安心 | 多様なライフスタイルに応じた都市づくり | ・新たな住宅地整備における下水道の普及と維持管理 |
| | 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり | |
| | 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり | |
| 安全 | 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり | ・下水道の活用等による雪害への対応 |
| | 子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり | |
| 快適 | 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり | ・下水道の整備 |
| | 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり | ・雪に配慮した下水道整備の検討 |
| | 八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり | |

1 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① 新たな住宅地整備における下水道の普及と維持管理

- ・八雲町では、令和3年度末で下水道普及率が80.0%を達成しており、今後は水洗化率の向上や下水道処理施設の長寿命化が課題となっている。
- ・住民との合意形成にもとづき、将来的な土地利用と整合を図りながら八雲公共下水道の整備を促進し、適切な改築更新を図る。

2 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 下水道の活用等による雪害への対応

- ・八雲町は、道南地域においても降雪量が多く、雪害による町民生活への影響は大きい。
- ・下水処理水等の様々な熱エネルギーの活用等によるこれらの雪害への対応策等を検討する。

3 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 下水道の整備

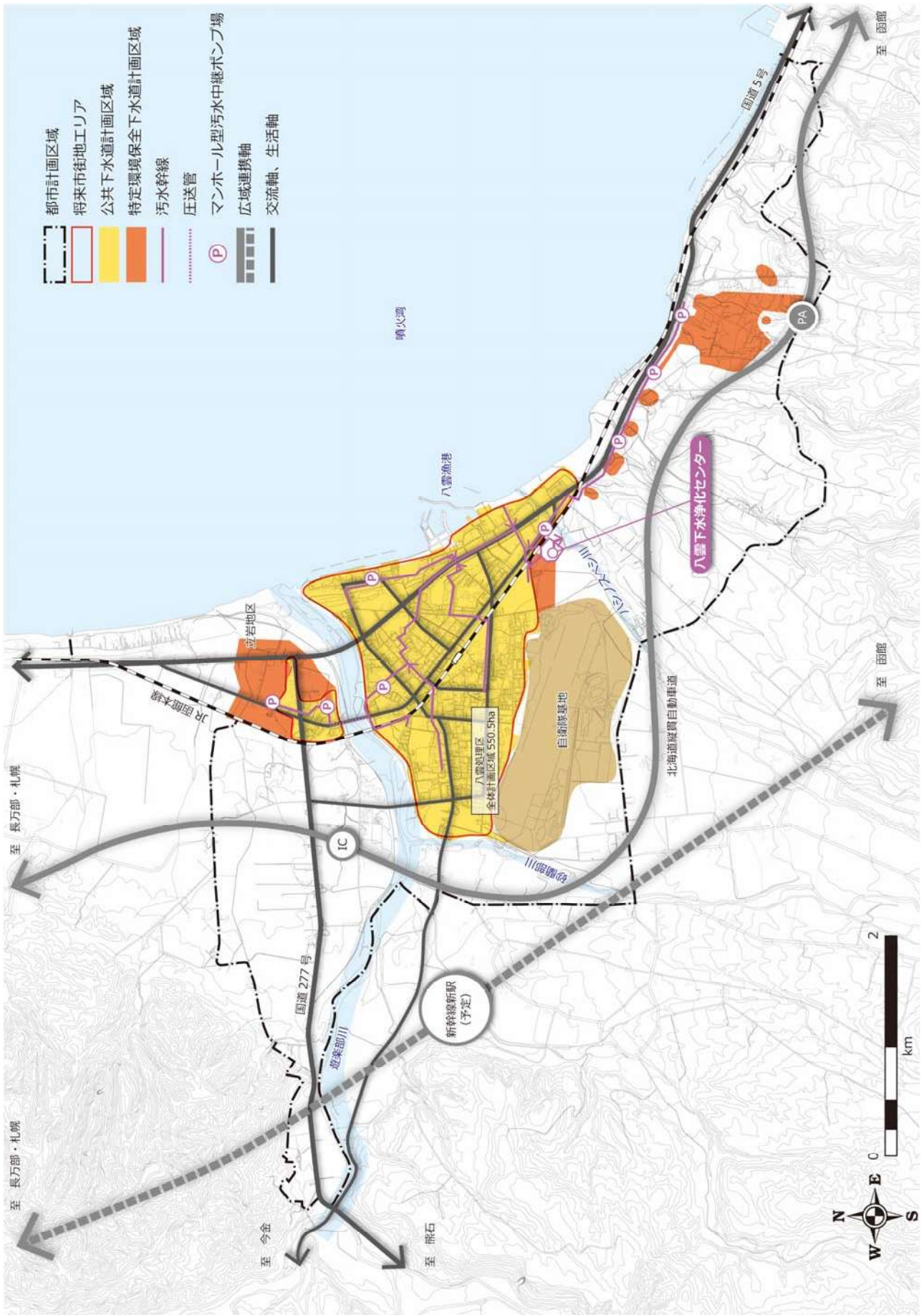
- ・住民の生活向上に資する下水道の整備を行う。
- ・住民との合意形成にもとづき、将来的な土地利用と整合を図りながら八雲公共下水道の整備を促進し、未整備地区内での普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

4 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 雪に配慮した下水道整備の検討

- ・市街地内にある大小様々な河川・水路の活用や、流雪溝、融雪槽等の整備を検討し、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりを進める。

図 4-4 下水道の整備方針図



4-5 都市防災の方針

八雲町では、『八雲町地域防災計画』（平成27年）及び『八雲町強靱化計画※』（令和3年）を策定し、地域防災に関する災害予防、災害応急対策等を示している。

『八雲町地域防災計画』では、一般災害と地震・津波災害を八雲町における災害と想定している。これらの災害、大規模火災等が発生した場合は八雲町災害対策本部を設置し、また、火災・救急等が発生した場合は八雲町消防本部が迅速に対応するよう配慮している。

【八雲町地域防災計画で想定されている災害】

- ①一般災害（自然災害や大規模火災等）
- ②地震・津波災害

平成23年10月に八雲町消防本部新庁舎が完成し、消防力の強化が図られたが、町民個人の防災意識や地域での助け合いを啓発するための手立てが求められている。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における都市防災の方針として、以下の事項を定め、地域防災計画との連携を図りながら町民が安全・安心に暮らせる都市づくりを進める。

◆都市防災の方針での展開方向

| 都市づくりの目標 | | 都市防災の方針での展開方向 |
|----------|----------------------------------|---------------|
| にぎわい | 高次都市機能の集積による人が集う都市づくり | ・防災拠点の整備 |
| | 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり | |
| 安心 | 多様なライフスタイルに応じた都市づくり | |
| | 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり | |
| | 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり | |
| 安全 | 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり | ・防災性の高い地域づくり |
| | 子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり | |
| 快適 | 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり | ・市街地内の防災機能の強化 |
| | 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり | |
| | 八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり | ・災害時避難所の充実・強化 |

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 防災拠点の整備

- ・万が一の災害が発生しても、迅速な対応を行えるよう、高次機能を有する防災拠点を位置づける。八雲町での災害特性や近隣町との連携も考慮し、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地及び消防本部を防災拠点と位置づけ、各種機能の強化を図る。

2 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 防災性の高い市街地づくり

- ・万が一の災害が発生しても、延焼等の災害範囲が拡大しないような防災性の高い地域づくりを行う。
- ・また、防災性の高い地域づくりにおいては、公園・緑地への防災機能・災害時拠点としての整備を進め、既存公園を災害時の緊急避難地や災害復興拠点に利用するとともに、役場本庁舎の移転に合わせ、隣接する旧徳川公園を新たに一次避難地として利用可能な防災広場として整備する。
- ・津波の発生を考慮し、沿岸地区から市街地への速やかな避難ができるよう、富士見通、宮園通、末広通等で形成される「補助的な生活軸」の整備を進める。

3 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 市街地内の防災機能の強化

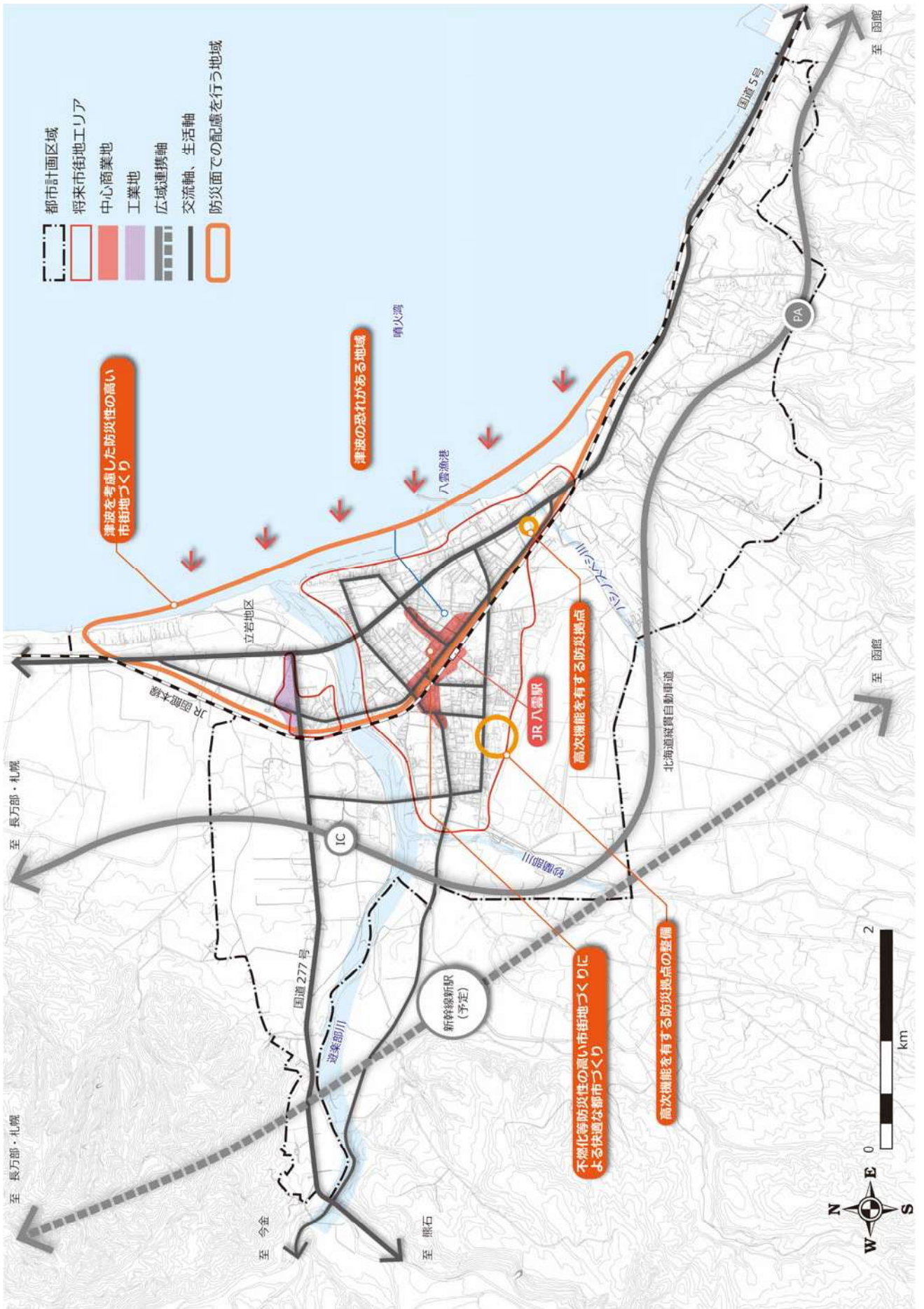
- ・既に市街化が進行している地域で、災害等が発生することが想定される地域においては、想定される災害に対応した防災機能の強化、施設の整備等を行う。
- ・住宅地開発等の新たな市街地整備においては、防災性に配慮した道路、公園の整備、建物の不燃化等を行う。

4 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 災害時避難所の充実・強化

- ・冬期間の災害時にも安全に避難ができるよう、地域防災計画に基づく災害時の避難所については、防災機能の充実・強化を図るとともに、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等による周知を行う。

図 4-5 都市防災の方針図



4. 分野別の整備方針

図 4-6 市街地整備方針図

